

広島県病院事業管理規程第二号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人工授精料、採卵及び培養料、胚移植料、補助孵化料、卵子又は受精卵処理料、融解胚移植料、顕微受精料、精液検査料、精子、卵子又は受精卵機能検査料、精子回収料、精巣上体精子回収料、精子精密処理料、卵子又は胚凍結保存料、卵子又は胚融解料、精子凍結保存料、精子融解料、抗リン脂質抗体検査料、抗精子抗体検査料、卵巣機能検査料、流産物遺伝学的検査料」を「生殖医療に関する処置のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料、生殖医療に関する保存のうち管理者が定めるものに係る技術料」に改め、「、新生児室使用料、装用器具料」及び「、エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設の使用料、健康診断料又は予防接種料」を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。